

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

		資料番号	27	担当課	健康増進課
法令名	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	根拠条項	38の7-4	不利益処分の種類	精神病院に対する医療提供の制限命令
○ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年5月1日法律第123号）					
<p>第38条の7 厚生労働大臣又は都道府県知事は、精神科病院に入院中の者の処遇が第36条の規定に違反していると認めるとき又は第37条第1項の基準に適合していないと認めるときその他精神科病院に入院中の者の処遇が著しく適当でないと認めるときは、当該精神科病院の管理者に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、処遇を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその処遇の改善のために必要な措置を採ることを命ずることができる。</p> <p>2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、第21条第3項の規定により入院している者又は第33条第1項、第3項若しくは第4項若しくは第33条の7第1項若しくは第2項の規定により入院した者について、その指定する2人以上の指定医に診察させ、各指定医の診察の結果がその入院を継続する必要があることに一致しない場合又はこれらの者の入院がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反して行われた場合には、これらの者が入院している精神科病院の管理者に対し、その者を退院させることを命ずることができる。</p> <p>3 都道府県知事は、前2項の規定による命令をした場合において、その命令を受けた精神科病院の管理者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p> <p>4 厚生労働大臣又は都道府県知事は、精神科病院の管理者が第1項又は第2項の規定による命令に従わないときは、当該精神科病院の管理者に対し、期間を定めて第21条第1項、第33条第1項、第3項及び第4項並びに第33条の7第1項及び第2項の規定による精神障害者の入院に係る医療の提供の全部又は1部を制限することを命ずることができる。</p> <p>5 都道府県知事は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。</p>					